

「農業者年金」加入者募集!!

あなたの老後生活への備えは十分ですか？

国民年金で足りない生活費は自分で準備する必要があります。
国民年金＋農業者年金で安心して豊かな老後を迎えましょう。

◆農業者年金とは

- ・積立方式の確定拠出型年金（自分の年金原資を自分で積立て）

◆加入できる方は

- ・国民年金の加入者（免除中の方は除きます。）
- ・年間60日以上農業に従事する60歳未満の方

◆毎月の保険料は

- 2万円から6万7千円まで（千円単位で決められます。）
- ・支払った保険料は全額が社会保険料控除の対象

◆年金の受給は

- ・65歳から老齢年金として生涯受給できます。80歳前に亡くなった場合は、80歳までに受け取れるはずだった老齢年金が死亡一時金として遺族に支給されます。
- ・要件を満たす農業の担い手となる方には、国

からの保険料補助があります。

経営移譲年金の受給要件は大丈夫ですか？

経営移譲年金を受けている方が次に該当しているときは、経営移譲年金は支給停止になりますので、農業委員会にお申し出ください。

なお、支給停止期間に該当している受給済の経営移譲年金を返還していただくこととなりますので、十分注意してください。

1. 農地を買ったり、借りたり、または貸付地の返還を受けて農業を再開したとき
2. 農業生産法人の社員、組合員または株主になったとき
3. 後継者に貸し付けして、経営移譲した農地等の返還を受けたり、後継者がその権利を他の者に移転または設定したりしたとき

問い合わせ 国東市農業委員会 ☎0978-72-1111



牛の放牧で 下草刈りを省力化

武蔵町丸小野でしいたけ栽培をしている三浦忠孝さん（同町糸原）が、杵築市の農家から雌牛2頭を借り、くぬぎ林に放牧を始めました。面積の広いくぬぎ林の下草刈りは重労働であり、作業を省力化するため牛を放牧し、弱い電流が流れる柵で整地したいエリアを囲い、その場所の草がなくなると移動する方式で行っています。三浦さんは「牛を放牧後、1カ月で1haの土地の草がなくなり草刈り等の手間を省けるだけでなく、イノシシ等の獣害対策にも有効です」と話していました。